

## 2024 年度 第 2 回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

2025 年 3 月 26 日 (水)

愛知県障害者自立支援協議会

## 2024 年度愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時 令和 7 年 3 月 26 日 (水) 午後 2 時から午後 4 時まで

2 場所 愛知県自治センター12 階 会議室 E

3 出席者

石田洋子委員、内村紀子委員、江川和郎委員、神谷しのぶ委員、大岩資幸委員、木本光宣委員、黒川高良委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、高木慶太委員、辻川幸博委員、坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、松崎俊行委員、松下直弘委員、山田法子委員、渡邊久佳委員

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

### 鈴木会長

皆さん、こんにちは。桜の開花宣言のニュースばかりが流れているかと思いましたが、今日は宮崎県で 30 度を超えたっていう話なので、気温の差が激しかったりとか、花粉が飛んでいたりとか、体調不良に気を付けてください。本日は年度末でお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会にご出席いただきありがとうございます。この協議会は、愛知県における障害のある方々への支援体制に関して、課題を共有し、体制の整備に向けた協議を行う場であります。委員の皆様方におかれましては、この趣旨をご理解いただき、会議が充実したものとなりますように、ご遠慮なくご意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議内容は、皆様のお手元の次第にありますように、議題が 2 件。報告事項が 5 件となっております。会議の終了時刻は 16 時を予定しております。委員の皆様方のご協力をいただきまして、スムーズに会議を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。それでは議事に入らせていただきます。議題の 1、愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況についてのうち、人材育成部会から始

めたいと思います。小島部会長よろしくお願ひします。

### 議題

#### （1） 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

##### 人材育成部会

##### 人材育成部会 小島部会長

よろしくお願ひします。資料1の方を見ながらご説明をいたします。議題としては2点あります、1点目が人材育成ビジョンの見直しについて、2点目が、研修の実施状況に係る調査についてとなっています。まず議題1の人材育成ビジョンの見直しについてですけれども、令和元年に策定しまして5年経過をしましたので、情報の更新ですか、研修を取り巻く状況も変わってきておりますので、見直しをするということです。特に市町村や圏域、県の役割とか、研修の内容整理できたらということで検討して参りました。ビジョン自体は、いろいろ見直しをしまして、部会としては、最終確認をした上で今年度中に決定をするということになっております。

その中で委員さんからのご意見をいくつかご紹介しますと、いろいろと文言の修正のこともありますけれども、事業所の経営者や管理者向けにも人材育成の研修が引き続き必要ではないかとか、国の制度改革や、研修の数が必要だからなんですかとも増えていっている状況の中で、どの研修が必須でどれが任意のかっていう整理や、そもそも研修がより必要だと思われる新規の指定事業者にどのように伝えていくかというところが重要なではないかというご意見をいただきながら見直しできたところです。人材育成ビジョンの見直しについては以上です。

続いて議題2の研修の実施状況についてです。これについては毎年継続して、各市町村の研修の実施状況について調査をしております。前年度と当該年度の分をテーマに沿って、実施状況等調査しております、各市町村ですとか、基幹相談センターなんかからも参考になるというふうにもご意見をいただいているところです。調査結果といたしましては、資料の通りで、毎年、相談支援ですとか、事例検討グループスーパービジョン、権利擁護といったところが多く研修が取り組まれておりますし、他も含めて全体としても、それぞれのテーマ安定的に実施をしていただいているのかなというふうに考えています。今年度は特に、11番12番13番といった、最近より話題になっているテーマというものを設定をしたということと、今後についても調査の継続性ということはあるんですけれども、よりその時に話題になったり、テーマとして取り上げて欲しいものも盛り込みながら、調査の方をしていきたいというふうに考えております。

委員さんからのご意見として、その他の中に、権利擁護の内容もあり、より権利擁護に関する研修ってのが行われているということではないかということですとか、同じ権利擁護で虐待防止に関する研修というのは重要であるのは言うまでもないんですけども、サビ管さん向けですか管理者向けにも実施をしていくことで、直接的な効果に繋がりやすいのではないかというご意見もいただいています。今後については、それぞれの研修がどのようなまた、経験値、解消の方向けに実施されているかという視点も持った方がいいのではないかというふうに考えているところです。

最後、報告事項です。サビ管等研修事業者との意見交換について、すでに行っているところですけれども、今年度から東北福祉カレッジさんという、新たな指定研修事業者が加わった形でサビ管等研修の方を行っています。もともと愛知県社協さんが指定事業者としてやっていた研修ですので、現在2つの指定事業者が研修を実施しているという格好になっておりまして、委員さんからの意見の一番下にありますけれども、愛知県の指定研修として、事業者ごとの特徴があること自体はよいのですが、内容については必要な標準化が図られるべきではないのかということで、意見交換の方行っています。特に演習について、演習というのは意見交換をしたりですか、そこで横の繋がりができるということが重要な点だと思うんですけれども、基本リモートだけで実施するということが見られたり、今はコロナ禍以降、講義については、動画を収録して配信することが多いんですけども。その動画についても古いままの動画が使われ続けると、情報が古いまま受講者の方に届いてしまう等、いろいろ問題点ということも見られるものですから、そういうところをまた今後標準化を図っていくべきだと考えております。報告としては以上です。

### 鈴木会長

ありがとうございました。人材育成ビジョンの見直しとそれから市町村で、研修、それからサビ児管研修関係の意見交換会の内容です。ただいまの説明について、委員の皆様方、ご質問ご意見等ございますか。松下委員、お願いします。

### 松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。ご報告ありがとうございました。議題の1と報告事項それぞれで2つずつ気になっている事ということで、お話ができればと思います。議題の1で委員の皆さん方からの意見の中に、管理職系の人材育成の研修が必要ではないかというお話があったということですが、これは愛知県知的障害者福祉協会においても、管理者向けの研修ってのはやはり必要だなという話題は出ておりま

して、そのプログラム、どのようなものがいいのかということの検討を毎年しているわけですが、人材育成だけではなくですね、福祉サービスとはそもそもどういうものなのか、それからこの事業を通じて何を社会において実現するのかという本来の管理運営上の、事業の目的や法理念といったところから、不十分な方たちがいらっしゃるということも、感じているところがありますので、人材育成だけではなくそういった、事業の運営のあり方、期待されるものということについても、一定プログラムとして考えていかなくちゃいけないのかなというふうに思っているところです。今後の議論の中でぜひそちらも加味していただけるといいのかなというふうに思っているところです。

2つ目が研修の数が増えているという話題ですが、これについては令和7年度から就労関係の研修もまたさらに増えてくるというところで、高齢障害者求職者雇用支援機構さんが実施されていく、令和7年度からの障害者の就労支援に関する基礎的研修、こちらについては将来的にはA型B型の事業や、就労移行、定着についても、必須研修になっていく可能性があるというふうに耳にしておりますので、情報がしっかりと周知されていくように、例えばアドバイザーの皆さん方を通じて各市町村であったりとか、私たちも団体を通じて案内していく必要があるかなと思いますが、共有しとく必要があるのかなというふうに思っているところです。ご報告の通り研修が多く、法定研修に出席をさせることで必死というような事業者の実態もある中で、支援の質、中身をよくしてこうという研修も、福祉協会としても実施するんですが、なかなかこういったところに参加をいただくことが難しいという現状もまた一方でありますて、団体としても引き続き、支援の質を高めていくための研修について努めていきたいなというふうに思っているところです。

それから報告事項の方でもう2点お話をさせていただければと思います。先般東北福祉カレッジさんと県社協さん、それから講師の皆さん方との意見交換会に私も視聴させていただけただけでしたけれども参加をさせていただきました。その中でやはり、課題だなと思うところは、東北福祉カレッジさんはやはりオンラインを通じた学習がメインになりますので、県社協を通じて愛知県でこれまで築き上げてきた研修の中身と何か大きく違うかというと、やはり習熟度をしっかりと意識をされたプログラムになっているか。つまり研修受講修了された方たちが実際にそのサビ管・児発管として活動されてくるということをどこまで想定して研修を考えて組み立てているかというところに差があるというふうに感じました。それは、背景としては愛知県や、各市町村における地域の実情、サービスの展開状況などが、東北福祉カレッジさんの場合だ

と、やはり遠方でのマネジメントですので、このあたりがよくわかっていないところがあるかなというところが感じられるところでした。まず1回目だったので、お互い思うところを並び上げるっていう形で終わってしまいましたので、ご指摘の通り標準化というのも、どういうサビ管児発管を愛知県の中で育てていきたいのか、そしてどうやって各市町村の各事業所で、勤めていきながら、より支援の内容を充実させていくのかということを、しっかりと知らせていく必要があって、この意見交換会の中で話題になりましたけども研修が終わった後のやっぱりフォローアップも重要だろうということで。そうすると、以前からこの協議会でも私もお話しさせていただきましたけれども、研修プラス市町村におけるフォローの体制、研修のあり方であったりとか、分野別の固有の課題について学んでいくであったりとか、社会福祉について共有していくとか。そういうことを市町村の中でもしっかりと位置付けていかれるとより充実するのではないかということ、相乗効果で研修を考えていく必要があるということを感じました。そんなことを感じた意見交換会でしたので、また次の検討の材料として活用していただければと思います。以上です。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。本当に研修がいろいろと増えてきているなか、その中でまた選んでいくということになっていかざるを得ないと思っております。先ほどの管理職の研修などは、全社協とかでも実施していたりとか、いろいろなところの研修も生かしながら、という風には思います。小島部会長何かあれば。

### **小島部会長**

研修事業者の件については今松下委員からもありましたように今年1年目ということで、お互い状況を見ながらというところはありましたけども、一方で人材育成部会の中で私も含めて、2名ですね、新たな事業者という意味で東北福祉カレッジさんの研修を、ちょっと視察といいますか、いろいろと県の方にも気になるところは伝えておるところですので、お願いしたいことは、県の方からもお願いしてもらいつつ、また来年度以降お互いに確認をしながらというふうになっていくかなと思っております。以上です。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。では他に発言もないようですので、地域生活移行推進部会に移りたいと思います。長坂部会長さんよろしくお願ひいたします。

## 地域生活移行推進部会 長坂部会長

では地域生活移行推進部会の検討状況等の報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。①の地域生活支援拠点等の整備につきましては、第7期障害福祉計画では2026年度末までに、各市町村は地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築を進めるとともに、機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することになっております。前回のこの本会議においてご報告させていただいた通り、地域生活支援拠点の整備状況につきましては、県内54の全市町村において整備されております。第1回部会の内容は記載の通りで、第2回部会の状況としては拠点における機能の充実の役割が求められる、コーディネーターの配置状況の調査結果について検討がなされました。その中で委員からは、「令和6年度の障害福祉サービス報酬の改定で、一定の評価がなされるようになっているので、今後配置が進んでいくと思う。」や、「各市町村や各事業所等において、地域生活支援拠点等の制度創設時の理念や、必要性を再認識してもらい、機能の充実に向けて取り組んでいくよう、引き続き支援していく必要がある」という意見が出されました。次年度の取り組みにつきましては、引き続き各市町村において地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の機能の充実が図れるよう運営状況を紹介し、各市町村へ情報提供を行って参ります。

続きまして、②のグループホーム整備・運営支援制度については、新たに整備を検討している者を主な支援対象とし、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として、実施しております、今年度は、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査等の事業を実施しました。また、今年度は、支援コーディネーターを増員し、日中サービス支援型ホームに対するモニタリング調査を実施しております。そのモニタリング調査結果については、事務局から別途報告させていただきます。

第1回の部会の内容は記載のとおりで、3月7日に開催された本調査報告会の参加者については32人で、その内訳としては管理者、サービス管理責任者、エリアマネージャーなどが多く参加されていたとのことです。

第2回の部会では、今年度の運用状況を報告するとともに来年度の制度案について、検討を行いました。委員からは、「スタートアップ相談会の講義において、強度行動障害を有する人に対して、どのような環境整備や支援が必要かを伝えていく必要がある。」という意見や、「福祉初心者、外国人が従事するグループホームも増えている

が、研修に参加する時間がないグループホームであっても、職員への研修機会の確保していく必要がある。」という意見が出されました。

そこで、第3回の部会では、今年度の事業実施状況と、委員から出された意見を踏まえた来年度の当事業の方針について報告がなされました。その内容については、資料2-1「グループホーム整備・運営支援制度事業 実施状況について(令和6年度)」及び資料2-2「令和7年度 グループホーム整備・運営支援制度」のとおりで、時間の都合上、説明を省略させていただきます。資料2にお戻りください。委員からは「「地域連携推進会議」について良い取り組みがあれば情報共有してもらいたい。」や「スタートアップ相談会では、障害のある方に対する支援の物語(具体的に障害のある方の地域での暮らしの支援からグループホームが誕生した物語)を取り上げることや具体的な支援技法等を学ぶことができる専門的な研修を紹介することはどうか。」という意見が出されました。

なお、地域連携推進会議については、事務局にて県内の実施状況調査を行った旨の報告がありました。詳細は資料8をご覧ください。速報値として、開催が努力義務である今年度の状況については、県所管の400か所のうち4.2%にあたる、16のグループホームで1月までに開催され、15.8%にあたる、61のグループホームで年度内に開催される予定です。

また部会後の事務局との打ち合わせにおいて、今後の地域連携推進会議に関する県の支援の方向性を確認しました。本調査では、開催に当たっての課題も聴取しておりますので、その課題を踏まえ、地域連携推進会議の効果的な運用に向けて、地域アドバイザーと連携を図ることや、市町村に対して地域連携推進会議の開催に関する協力を求めていく予定です。

次年度の取組についてですが、引き続き、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査を通して、グループホームの支援の質の向上を図っていく予定です。以上で、地域生活移行推進部会の報告とさせていただきます。

### **鈴木会長**

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問ご意見等ござりますでしょうか。松下委員お願いします。

### **松下委員**

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。ご報告ありがとうございました。3つほどで

しょうか。まずは気になるところからですけれども、資料の2-1で、グループホームの整備・運営支援制度事業、こちらの実施状況の資料をつけていただいているんですが、資料を拝見していて、この表現はちょっと、あまりよろしくないのではないかというふうに、ちょっと気になったところですが。スタートアップ相談会やグループホーム相談会の内容のところで監査のポイントについてっていう記載があるんですが、そうすると、初めて事業に関心を持ってこられる方だと、この監査で指摘をされた事項について、やらなければ大丈夫というふうに思ってしまいかねないなと思って、どちらかというとその、実地指導や監査の指摘事項というのは、法令に準拠してこれが不適切であるよということであったりとか、或いは支援の質を担保していくためには、この取り組みをしないと良くないよっていうところの指摘になるかと思うんですが、そうなるとですね、監査対策みたいな意味合いに聞こえてしまうので、ちょっと前向きにといいましょうか。監査の指摘事項から見る支援のあり方についてなどのような、何となくグループホームの運営を新たにしていくにあたって、先ほどすごくいいなという表現がそのグループホームや福祉制度のその物語を伝えてくってのはどうだろうかということが出ていましたので、この辺りの事業の理念とか、何を実現しようとしてくのかっていうところをしっかり伝えていくための材料として、監査等におけるその指摘事項を取り上げていかれるっていうと、効果的なのかなと思ったときに、担当されている方と表現を1度検討してみたらどうだろうかということをお伝えいただけるといいかなと感じたところです。

それから、先ほど資料2でご説明がありました外国人の従業者が増えてきているというところですが、グループホームに限らず他の事業でも今後増えてくることが考えられます。この部会だけの課題ではないかもしれません、外国人材を受け入れている機関さんと連携していくことも、もしかしたらこれから必要になってくるのかなと感じました。この辺りはすでに外国人の従業者を受け入れている法人さんなどと少し情報共有をしてくっていうこともあってもいいのかもしれないというふうに思っていますので、これは今後の検討の材料にしていただければいいかなというふうに思っているところです。

最後ですけれども、地域連携推進会議ですが、市町村の担当者の参加というところで、どこの市町村でも少し困っているかなと思うんですが、そもそも連携推進会議をどのように実施していくのかということも法人によって、かなり悩むところなんですが、市町村によってはもう事業所の数が多いので行けませんということをやはり、おっしゃっているところも出てきていて、この事業の目的と、それから現実とい

うところで、なかなかうまくこう実現できないようなところもあるのかなとしたときに、うまくやっていくためにリサーチを継続してやっていく必要があるのかなと思いますので、もちろんその支援の中身をよくしていくための会議だと思いますけれども。何か集まることでとりあえずそれが目的になってしまっていると、多分この事業の目的としては成り立たないのかと思いますので、現状引き続きリサーチをしていていただけるといいかなというふうに思いました。こちらについても福祉業界団体としても、各ホームの実施状況などは引き続きフォローしていきたいなと思いますので、情報共有がしっかりとできていくといいかと思いますので、現状の報告と気になる点ということで3つお話をさせていただきました。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。1つ目はと監査という文言的な部分について、この辺は部会さんとお話ををしていただければいいかなと思います。それから、もうひとつは人材がないという部分は本当にこれは毎回色んなところで出てくる課題かなと思いますけれども。また、外国人の方々を上手に定期的に採用されている事業所等も多く出てきていますので、そんなところの取り組み事例なんかも、どこかで見れる機会なんかがあっても本当はよいのかなと思っております。なかなか単独の事業所等で、工夫をしていくっていう事は難しい部分もあるかと思いますので、その部分を参考にしないと人材不足というのは解消されないのかなと思っております

あと、最後の推進会議のところですけれども、多分これから始まっていく中で松下さんにご指摘されたようにいろんな課題がまた見えてくるかと思いますので、様子を見ていただきながら次に進めていただければと思います。その他、ご質問とかご意見とかございますでしょうか。江川委員お願いします。

### **江川委員**

豊橋のN P O法人ビリーブで東三河南部地域アドバイザーをしております江川と申します。この資料2の地域生活支援拠点についてです。この中でコーディネーターの配置について記載があるんですけど、豊橋で東三河南部でも4市すでに面的整備で地域生活支援拠点が設置されました。今はその5つの機能、相談・体験・緊急時の機能等々の5つの機能についての評価をしているのですが、正直言って、コーディネーターが機能しているとは思っていないんです。確かに配置はされているんです。配置はされているんですが、どういった職員がやっているかって、基幹の職員、委託の職員が、コーディネーターの業務を付加されてやっているという中で、正直言って意識を

していないので、本来業務に埋没されているという状況なんです。多分これ、愛知県中それに近い状況があるんじゃないかなと思っています。知多の方では、確か1人専任で配置したという話も聞いておりますので、ぜひこの地域生活移行推進部会の方では今後このコーディネーターの方のここにあるように、配置は進んでいくと思うんです。ただその動きを知りたいものですから、どんな動きをされているのかということも調査していただきたい、できれば各地域で、専任でコーディネーターが配置できるような応援をしていただけだと嬉しいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

### 鈴木会長

ありがとうございます。いろいろなものが、制度上は整ってくるけど実際に動いているかどうか、形骸化していないかどうかということも含めてですけども、今のところを長坂委員、なにかあればよろしくお願ひしたいと思います。

### 長坂部会長

今の江川委員の質問の通り、実際どうなのか、というところまでは、まだ調査できていませんので、コーディネーターの配置ができている市町村の確認で終わっています。また今、紹介された半田市ですが、コーディネーターを専任で置かれているということで、機能していると聞いております。よって、先駆的な実践を共有する必要があると思います。

あと、先ほどの松下委員の質問で、監査のポイントっていうところ、私もとても共感する部分があります。グループホームのスタートアップ相談会にみえている方の中には、本当に営利企業の方が多いんですね。よって、何か変な意味で逃げ道を教えるような相談会になってはいけないので、守らなきゃいけないことはどういうことか、それこそが支援の質を担保することになる、それをきちんと伝えていく、そのところを大切にした方が良いと私も思います。

### 鈴木会長

ありがとうございます。あまり時間がないのですけれども。半田の加藤恵アドバイザーさん、半田は拠点に一人配置をして状況的にはどんな風かっていうのをちょっと教えてもらってもよろしいでしょうか。

### 加藤アドバイザー

知多圏域のアドバイザーをしております加藤といいます。今半田市の方では令和6年の4月から、拠点のアドバイザーを義務的経費の予算で拠点のコーディネーターとして、配置を1人、専任でしている状態です。専任ですることによってできる業務というふうになると、それこそ地域移行のところで、それぞれの施設さんに行っての聞き取りやアンケートの実施や、病院からの移行に対する、実際地域に移動したいよっていう人がいないかってという聞き取りとその方の実際の現状を聞き取るということが可能になってきています。この次の4月からは、地域の中で、予防的な支援をするにはどうしたらいいのかという視点で、地域の生活支援拠点を担ってくれる事業所や、それ以外の日中の支援の事業所の方々に、ヒヤリハットのような地域の中での生活が危なくなるんではないかというような現状の地域生活が継続できない可能性をヒアリングしながら、地域の中で安心して暮らしていけるための仕組みづくりを始めたところです。以上です。

### 鈴木会長

ありがとうございます。どこかで、どのように予算を捻出しながら、その効果がどう上がったか、みたいなものが聞く機会が得られればいいかなと思いますのでまたどこで取組状況を教えていただけるとありがたいです。

その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。では他にご意見等、ないようすで、医療的ケア児支援部会に移りたいと思います。事務局の方からご説明をお願いいたします。

### 医療療育支援室 加納主事

障害福祉課医療療育支援室の加納でございます。私の方から、資料3、令和6年度第2回医療的ケア児支援部会の活動状況についてご報告させていただきます。着座にて失礼します。

令和7年2月6日に開催し、議題が1点、報告事項が5点ございました。なお時間の都合上、今回は議題のみご報告いたします。今回の議題では、医療的ケア児等コーディネーターの活用の促進についてとし、コーディネーターを活用した、地域の支援体制整備の課題に対する県の取り組み案について、委員からご意見をいただきました。まず1背景目的をご覧ください。医療的ケア児コーディネーターとはでございますが、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう、医療的ケア児とその家族に伴走して、ライフステージに応じて生じる様々な相談に対応いただき、また必要な支援が行われるよう、地域の関係機関等の連携・調整を行っていただく方でございます。県

ではそういった医療的ケア等コーディネーターを養成する研修を平成30年度から実施しております。令和6年4月時点では、574名に対し修了証書を発行し、382名の方が、市町村のコーディネーターとして配置されています。コーディネーターの人数は増えてきた一方ではございますが、これまで複数の委員からコーディネーターへの委託などの活用方法について、市町村ごとにばらつきがあることや、コーディネーターの質を上げるため、スキルアップの場を設けるべきことについてご指摘をいたしました。そのため、市町村や関係機関に対し、県として、改めてコーディネーターの役割を明確に示し、活用を促していく必要があると考え、議題として諮りました。

次に2課題をご覧ください。コーディネーターを活用するにあたり、市町村が感じている課題について令和5年度に調査を行いました。課題としては、市としてコーディネーターの活用方法について体制が決まっていないこと。地域の関係者間で、コーディネーターの取り組みが周知啓発されていないこと。また、採用事例が少ないため、市町村として支援の具体的なイメージが描けないなど、多岐に渡って課題があることがわかりました。その課題が起こる背景として考えられたことが、次の3課題の背景に対して考えられることでございます。1つ目のマル、市町村が支援体制を構築できない背景として考えられることは、そもそも市町村がコーディネーターの役割の理解が不十分であること。また、市町村自身が、支援体制整備を主体的に行う立場であるという認識が足りないことがあると考えられます。また主体的に取り組みを進めようとする市町村であっても、支援の事例があまりないため具体的な体制整備の進め方をイメージできないことも考えられました。次に2つ目のマル、コーディネーターの活動が困難となる背景でございますが、コーディネーターともそのものの認知度、また役割について、関係機関が知らない、分かっていないため、協力を受けられにくいということが考えられました。そのような課題を踏まえ、この次の4県の対応案の通り、対応を考えたところです。

1つ目のマル、市町村の体制整備の推進のためには、改めてコーディネーターの役割と、本県の目指す姿を、市町村に対して周知するとともに、県内の市町村の取り組みから、事例を収集して共有をする。他、各医療的ケア児支援センターが、圏域単位で開催、参加をしています協議の場において、取り組みが進んでいる市町村を招いた説明会をするなど、そういった取り組みを考えております。次に2つ目のマル、コーディネーターの活動が円滑に進むようにするための取り組みとしましては、コーディネーターの役割や存在について、市町村が地域の関係者にコーディネーターのことを

周知できるリーフレット等を作成し配布するなどするなどの取り組みを考えました。またこのリーフレットにはコーディネーターの役割だけではなく、活動する市町村の支援体制についても、盛り込めるものを検討しております。この取り組みについて、委員から概ねご了承いただきましたので、次年度から取り組みを進めて参ります。以上で医療的ケア児支援部会の活動状況についての報告を終わります。

### 鈴木会長

報告ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見はございますか。石田委員、お願いします。

### 石田委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の石田です。ご報告ありがとうございます。私の周りでこういった医療的ケアの必要なお子さんのお話とともに伺ったりするのですが、そもそものところちょっと個人情報の面で医療的ケアが必要なお子さんがどこにいるかというところが、例えば保健センターが情報持ってても他のところにお伝えできなくってなかなか情報が入ってこないといったところで連携に困っているといったところの市町村の話も聞いたりするものですから、その個人情報のことと、あとでも全体把握をしていくことも必要だとは思うので、そういったところを県としてどういうふうに今後進めていかれるかといったところを各市町村の方に細かく伝わるともっと進んでいくのではないかなどと思いますので、意見ですがお伝えさせていただきました。

### 鈴木会長

事務局の方でいかがでしょうか。

### 医療療育支援室 加納主事

ご質問ありがとうございます。今委員がおっしゃられたように、個人情報の問題であったりとか、あと医療的ケア児そのものの実態、どこに誰がいるのかというところに関してのご質問だと思うんですけども。県としましては令和7年度に医療的ケア児者実態調査を行う予定でございます。こちらに関しましては市町村を経由して等、市内に住む医療的ケア児に対し、把握をしていただくと。それを踏まえて10月中旬頃に、当県の方に、県内全域の医療的ケア児者をご回答いただくといったところで、実態の把握を進めていく予定でございます。なお今おっしゃられた通り、個人情報のところでございますが、確かにこちらは災害関係になるんですけども。要配慮者支援名簿であったりといったものを作成活用するにあたっては、個人情報の共有は一応でき

るということもあります、個人情報に関しては特段の注意を払いながら実態調査を進めていくということで市町村には投げかけておりますので、こちら取りまとまりましたらまたこちらの自立支援協議会の方で、ご報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

### 鈴木会長

ありがとうございます。その他ご質問等ありましたら。黒川委員お願いします。

### 黒川委員

個人情報という意見が出てきたので、当事者としてそれについて意見があります。我々障害者がレストランやデパートに行く際、自分の個人情報に対して、色々と言われたりすることがありました。いまＳＮＳが発達しているので、漏洩するのは仕方ないことです。しかし、私だけでなく、他の当事者の方達も知られたくないことが広まってしまう。障害者も知られたくないことはいっぱいあります。ところが不特定多数の人に漏れると、どう対応すれば良いのか分からなくなるんです。こういう意味に於いてもう一度考えて頂きたいと思っています。

### 鈴木会長

ありがとうございます。ここでお答え辛いところがございますが、それぞれの人のいろんなところで、いろんな状況の中でやっていくしかないのではないか、と思います。その他はよろしかったでしょうか。松下委員。

### 松下委員

愛知県知的障害者福祉協会松下です。医療的ケア児等のコーディネーターの周知ですけれども。コーディネーターという名称ですと、障害児等療育支援事業の前身であった障害児者地域療育等支援事業が制度化されてコーディネーターが配置をされて各障害保健福祉圏域で活動を始めていったところも、初めての事業なのでなかなかこう周知とご理解いただくのに時間がかかったということはありました。その当時コーディネーターが一生懸命関係機関にもうとにかく足を運んで自分たちでこういうことやるんだっていうことで、周知を図ったというところもありますので、県などからのリーフレットだけでなく、やっぱり地域で動いていったというところがあったかなという思います。その時にやはりその活動を投資したのは、コーディネーターの身分保障とそれから障害児者地域療育等支援事業という事業の、委託を受けているというところの保証が背景にあったかなというふうに考えると、現状ではそういった状況には

ないのでなかなか自分がコーディネーターであるということでは、地域の中で動きづらいところもあるのかというふうには思います。ただ、これは委託をしていくっていうことなどは予算が絡むことなので、次の課題として検討していただけるといいのかとは思うんですが、例えば市町村の委託の相談支援事業の1つとして考えられるのだろうかとか、或いは市町村の地域生活支援事業の中で何か活用できるような、機能強化事業などがあるのだろうかとか。或いは必要に応じては国に対してこれを生かしていくためにこういうものを作っていて、創設をして欲しいんだっていうことであったりとか、十分研究をしていくに値する内容かと思いますので、今後の材料として、障害者地域力等支援事業の当時のことを振り返りながら考えていっていただけるといいのかなというふうに思いました。大事な役割かなと思いますので、充実に向けて一緒に考えていくべきだと思いました。以上です。

### 鈴木会長

ありがとうございます。他にはよろしかったでしょうか。はいそれでは時間の関係で次に進めたいと思います。議題の2、障害者基礎調査の調査項目について、事務局の方から説明をお願いします。

## （2）障害者基礎調査の調査項目について

### 障害福祉課 山本補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本と申します。着座にて失礼いたします。資料4をご覧ください。愛知県障害者基礎調査でございますけども、現在策定しております愛知障害者福祉プラン2021—2026の次の計画の策定に先立ちまして、本県におきます障害のある方の状況を把握することを目的に、来年度実施する調査をいたします。それでは資料に沿って説明をさせていただきます。

左側1、趣旨目的でございます。障害者基本法に基づきまして、都道府県には国が作成する障害者基本計画を基本として、各都道府県の状況を踏まえて障害者のための施策に関する計画であります、都道府県障害者計画を策定することが義務づけられております。現行の計画である第四期障害者計画につきましては、愛知障害者福祉プラン2021—2026の、主に第1章から第5章までに記載しているところでございますけども、このプランが、2026年度をもちまして、計画期間満了を迎えることから、次期計画となります第5期障害者計画を2026年度に審議、策定する予定しております。

本日の議題の障害者基礎調査は、その前段階といたしまして来年度中に調査の実施と結果の取りまとめを行いまして、2026年度の計画策定において反映させていく段取りでございます。実施の方針でありますけども、2つ目の丸と3つ目の丸にありますように、調査の実施フレームであります、調査方法、調査項目につきましては、2019年度に実施しました、全体調査を基本とした上で、本協議会や障害者施策審議会のご意見をいただきながら、適宜変更を加えたいと考えております。具体的な実施フレームがありますが資料の右側をご覧ください。3（1）実施方法でございますが、一般競争入札により選定する民間の調査会社に委託して実施いたします。（2）委託内容です。調査票の作成、郵送回収集計の他、調査期間中の問い合わせ対応、報告書の作成を委託いたします。（3）調査方法対象でございますが、県内の障害者3200人を対象として、調査票を郵送することとしております。3200人の内訳は資料記載の通りでございますが、障害者手帳所持者や、発達障害関係団体会員、難病法に基づく特定医療費助成制度受給者などから抽出することとしております。

なお前回2019年度の調査時は、⑥高次脳機能障害者を抽出しておりませんでしたけれども、今回の調査では高次脳機能障害支援拠点機関の利用者から300人を抽出し、対象として加えることとし、全体の人数としては、3100名から3200名に増やします。（4）調査項目でありますが、回答いただく方の基本属性の他、住まいや暮らしに関する項目、生活支援、教育、医療、情報コミュニケーション、人権、就労など幅広く調査を行いたいと考えております。次に4、今後のスケジュールであります。まず、本日は障害者自立支援協議会や障害者施策審議会におきまして、実施方針など大きなフレームについてご意見をいただいた後、7月から8月ごろになりますけども調査項目や内容につきましては、再度皆様のご意見を伺う予定でございます。9月以降、調査会社の選定調査実施を行いまして、来年2月までに調査結果を取りまとめて、年度内に調査結果を報告する予定としております。

資料おめくりいただき、次の別紙7ページをご覧ください。こちらは前回、2019年度に実施しました、調査の質問リストとなっております。大きく13の大項目を設け、その中にいくつかの小問を構成しております。来年度の調査につきましては、このリストを基本とした上で、質問項目を適宜変更したいと考えております。なお、本日は机上に参考資料として、前回の調査票を、A4の資料を配布させていただきました。全体で27ページ、103問の質問項目となっております。本日は、主にこの調査の実施方法や対象者といったフレーム部分について、ご意見をいただきたいと考えております。具体的な質問項目や設問等につきましては、次回の会議におきまして、改め

て、ご意見をいただく予定としております。本日の会議におきましても、大まかな質問項目など、方向づけ的なご意見をいただければと思います。説明以上です。よろしくお願ひいたします。

### **鈴木会長**

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見等ございますでしょうか。内村委員お願ひします。

### **内村委員**

愛知県手をつなぐ育成会の内村です。資料を読んで感じたことですが、調査資料の回収率がとても低いと思いました。せっかくアンケートを取るのですから、(回収率)7、80%は欲しいと思うのですが。難しいですかね。回収率を上げるために何か工夫していただけることがあれば教えていただきたいです。以上です。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。一般的な回収率も含めて、県の方で何か回答があればいただけますでしょうか。

### **障害福祉課 山本補佐**

ご意見ありがとうございます。確かに回収率、前々回よりも、前回の回収率が低くなっています、傾向で見ますと毎回低くなっているような状況であるようでございます。今の意見を踏まえまして、例えば送り返しやすいようにですね、文字を例えれば大きくするとか、細かく事務的に見やすさを重視したりだとか、答えやすさを重視したりとか、そんなところをちょっと来年度、提供させていただきたいと思います。また委員の皆さんにもですね何か回収率を上げる良い方法がありましたら、また教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。アンケート自体、一般競争入札で事業者がやるんですね。

### **山本補佐**

はい。

### **鈴木会長**

業者の方に、アンケート回収率の高める方法の提案みたいなものを書いていただけ  
るといい感じじゃないかと思います。その他、御意見ございますでしょうか。

### **江川委員**

調査対象者の方なんですけども、今度高次脳機能障害の入ったことはとてもいいと  
思うんですが、私も相談支援専門員として現場で相談を行っている中で、やはり非常  
に困り感があるのが医療的ケアのある方と、強度行動障害のある方なんですね。なか  
なかサービスに繋がらない、ご本人さん家族困っていても、受け手がないという現状  
たくさんあるんです。そういう部分がこの基礎調査から出てくると嬉しいなと思う  
んです。この今日頂いた調査票の中身でも医療的ケアのある方の数字が出てきても、  
その方の生活が見えてこない。どんなサービスを使って、どんな生活をしていきたい  
のかっていうと見えてこないし、また強度行動障害の方をどう定義付けて、どういっ  
た方に答えていただくかというのは私もちょっと難しいところもあるんですが、工夫  
していただいて、そういう部分も困り感が見えるような基礎調査にしていただくと  
嬉しいと思いますので難しいかもしれません、意見としてお伝えさせていただきます。  
以上です。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。一緒に、松下さんの方もご意見があれば頂いてよろしいで  
しょうか。

### **松下委員**

愛知県知的障害者福祉協会松下です。内村委員と内容としては近しい話なのですが  
れども、回収率を上げていくために、Webを使ったり、回答しやすいような工夫と  
いうのは何かないかなということを私も思って発言させていただこうと思いました。  
例えば視覚障害の方や、聴覚に障害をお持ちの方達でも、ご自身で回答ができるよう  
な何か工夫が、今時のICTやWebサービスを活用することによって、より回答し  
やすくなったり、或いはその後の集計のしやすさというところも、デジタルを活用す  
ることのメリットとしてあるかと思いますので、入札時の仕様の中で例えば、そうい  
ったことにも配慮して、提案ができるところというような文言を入れていくであつた  
りとか、少し工夫があるかなというふうに思いましたので、ご検討くださいというよ  
うな話をしたいと思いました。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。2人のご意見、また検討していただければ。辻川委員お願いいたします。

### 辻川委員

愛知県精神保健福祉士協会の辻川ですよろしくお願いします。この回収率について補足になりますが、精神の方に関わらせていただいているが、質問項目が多いことで集中力が持たないということがあります。どういう形が良いのか分からぬですが、例えば、間に少しつラスト入れるとか休憩を挟むようなページがあると、休憩を取りながらやっていけるのではないかという印象はあります。もう1点、問2のところの性別ですが、ジェンダー、性同一性の方達に関わらせていただいている、『答えたくない』というこの項目が、せっかくアンケートに答えようと思っているのに、自分がここで拒否をするするような感じがとれてしまい、答える気持ちが無くなつたという意見も聞いています。前回の調査項目、報告書を見させていただいている、性別でソートかけている項目が見られないため、もし性別にあまり関係がなければ、性別を問うのは無しにするっていう形も検討していただけたらと思います。

### 鈴木会長

ありがとうございます。内容等についてはまた別途、次回含めてというふうにしたいと思っております。前回2019年でしたね、あの時も県の資料を見させていただいて、名古屋市さんの方には高次脳の方が入っていたけど、愛知県の方には入っていないけれど、という話もあって、今回入れていただいているがたいな、と思っております。多分今すぐにと言われても、名古屋市さんも答えにくいかもしれないですけれども、同じような調査を実施する中で、是非お互いに意見交換していただきながらとか工夫点を見ていただきながらとか、場所が隣にあるのでぜひやっていただけたとあります。よろしくお願いします。ちょっと時間が過ぎてしまつてありますので、次進めさせていただきたいと思います。報告事項の(1)から(3)について、事務局から一括して説明の方お願いしたいと思います。質問の方もまとめて、後でお受けしますのでよろしくお願いいたします。

### 報告事項

#### (1) 障害者相談支援アドバイザーの活動状況について

##### 障害福祉課 山本補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本です。着座にて失礼いたします。私からの報

告事項（1）障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況、次の（2）に日中サービス支援型グループホームモニタリング調査結果の2つをまとめて報告させていただきます。資料5、8ページをご覧ください。

令和6年の相談支援アドバイザー会議の検討状況のご報告でございます。第1回の開催状況は、この第1回本協議会で報告済みですので省略させていただきます。第2回、11月29日に開催いたしました。議題としては3つを取り上げました。1つ目は、情報交換として、圏域内で生じるケース把握方法及び基幹相談支援センターでのフォローについて、議題として上げまして、右の枠にあります通り、基幹相談支援センターと指定相談事業所の連携がとれているのかの状況整備が必要と考えられまして、来年度の相談支援アドバイザー会議に、基幹相談支援センターの参加を検討していきたいというふうに考えております。2つ目として、来年度の地域アドバイザー事業として、株式会社恵の対応の今後と、それから地域連携推進会議の設置義務化に係る助言支援を取り上げました。地域アドバイザー事業としては、来年度も継続して株式会社恵関係の支援を行うとともに、地域連携推進会議の運営についての助言支援を行います。次は各市町村のセルフプラン率を取り上げて、その背景や要因分析をしていくこと、また相談支援体制の状況を知る指標として、市町村ごとにセルフプラン率の目標を設定すると良いのではないかという意見がございました。第3回は3月3日に開催いたしまして、報告事項として日中サービス支援型グループホームモニタリング調査結果と、市町村における障害福祉従事者研修の研修実施状況についての報告の他、議題として令和7年度の地域アドバイザー業務を取り上げました。また情報提供として、福祉現場における生成AIの活用等の情報提供を行いました。右側なんですが、日中サービス支援型グループホームモニタリング調査結果につきましては、1つ目の丸の後段にあります通り、調査を行った後で具体的な解決を図っていく必要があるとのご意見がありました。これに対しましては、調査対象のグループホーム管理者等をお招きして、3月7日に調査結果報告会を開催いたしまして、その中で、事業所同士の地域における情報交換ですとか、支援コーディネーター等との連絡先を交換し合うことで、今後の困りごとについて相互に協力し合える人脈づくりの支援を行いました。今後も、地域ぐるみで課題解決ができる体制を目指していきたいというふうに考えております。

## （2）日中サービス支援型グループホームモニタリング調査結果について

続きまして、1枚おめくりいただき資料6、令和6年度日中サービス支援型グループホームモニタリング調査結果についてご覧ください。9ページであります。日中サービ

ス支援型グループホームは平成 30 年度、6 年前に創設されたグループホームの 1 類型でございまして、より重度の障害者のために 1 日を通して、グループホームに滞在し、日中サービスの支援を受けることを想定したグループホームとなります。このグループホームの管理者等の不安や困りごとなどを確認するとともに、必要に応じて助言や支援を行うために、今年度モニタリング調査を行いました。2 番、調査対象です。今年度 8 月 1 日時点で県内に 91ヶ所ございましたが、このうち調査に同意しました 77ヶ所について、調査をいたしました。3 の評価方法進捗等です。調査は 2 段階で行いました。まず、事前の書面調査として、例えば定員や入居者数などの基本情報について、8 月に調査票を送付いたしました。その調査結果につきましては 4 の (1) 基本情報の通りでございます。その後この基本情報をもとに、障害福祉の経験豊富な福祉職の方 19 名を県が委嘱しまして、10 月から 12 月の間に現地に出向いて、面談モニタリングを実施するとともに、必要に応じて管理者への相談に乗ったり、助言をしたりして、不安や困りごと等への対応を図りました。また⑤、調査結果報告会でございますが、さきにもお伝えしましたが 3 月 7 日に開催いたしまして、調査を受けたグループホームの管理者などの方々 32 名の方にご参加いただきました。またこの会議の場合もですね、グループホーム同士の情報交換会や相談対応をいたしました。また、⑥ですが、県のホームページでこの結果を公表する予定でございます。次に 4 の (1)、基本情報でございます。①法人比率でございます。評価した 77 所のグループホームのうち、約 9 割弱の 67ヶ所は株式会社でございました。一般社団法人は 5ヶ所、社会福祉法人は 3ヶ所、N P O は 2ヶ所でございます。②定員でございますが、11 から 22 のグループホームが 59ヶ所と、約 8 割弱を占めておりました。右側④の入居率、80%のグループホームが 54ヶ所で、約 7 割を占めております。⑤障害種別でございますが、この 77ヶ所のグループホームにお住まいの 1,255 人の入居者のうち、知的障害の方が 589 人と、全体の 47%、約半数を占めます。次に、精神障害の方が 418 人で 33%、身体の方は 220 で 18%ほどでございました。⑥支援区分で言いますと、区分 4 から 6 の方が 885 人と約 7 割を占め、重い方を見ている状況がわかります。さらに⑦重度障害者入居率で見ますと、50%から 80%が 37ヶ所等約 48%を占めます。また 80%以上を占めるグループホームは 30ヶ所と全体の 4 割弱を占めました。続きまして 4 の (2) モニタリング調査の項目は、表に記載のあるとおり 5 つの基本情報から、7 番のその他までございます。1 枚おめくりいただきまして、資料 6 の 10 ページをご覧ください。このページとその次の 11 ページの 2 枚にモニタリング調査結果をまとめました。主にそれぞれの項目ごとに好事例、または困難事例を記載しました。今日はちょっと時間の都合で、記載の通りでございますのでご覧いただきまして、利用者の意

思決定支援から始めまして、事業者の体制、強度行動障害のある方への支援。それから事業所として工夫しているところ。現在課題となっていること、困っていること、ということで抜粋をしております。報告は以上でございます。

### （3）精神障害者の地域生活移行支援について

#### 医務課こころの健康推進室 安藤補佐

医務課こころの健康推進室安藤と申します。私からは、精神障害者の地域移行支援について報告します。資料7をご覧ください。1精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する市町村調査についてです。まず、(1)調査の概要です。県内54市町村を対象に調査を実施しました。次に(2)協議の場の取り組み状況です。ア「設置状況について」にある通り、県内では52ヶ所の市町村において協議の場が設置されています。昨年度に比べると設置数が1ヶ所増加しております。各市町村で協議されている事項は、エ「協議の場における議題」にある通り、普及啓発にかかる事項が27ヶ所で一番多くなっています。こうした協議の場を設置することにより、にも包括の構築を推進し、それを通して精神科病院からの地域移行の推進を図っています。資料の右側をご覧ください。(3)「精神障害者の地域移行支援の支給決定状況」令和5年度分です。ア年代について、一番多い年代が50代で102人となっています。また、支給決定数の合計は名古屋市を含む県全体が272人となっております。イ性別以降は名古屋市を除く80人分の回答となっております。ウ圏域別を見ますと、東三河南部が27人で一番多く、カ退院後の暮らしの場所別を見ますと、グループホームが全体で44人と一番多くなっております。続いて1枚おめくりください。2「精神障害者の地域移行支援に関する取組について」です。今年度は4つの取り組みを行っております。1つ目が愛知県精神障害者地域移行地域定着推進協議会です。今年度は3月18日に対面にて開催いたしました。資料作成時点で未開催であったために予定しておりますが、つい先日開催し、地域移行地域定着支援に関する県の取り組みや、精神保健部署に新たに定められた住民訪問支援事業について協議を行いました。2つ目が愛知県精神障害者地域移行地域定着推進研修です。今年度は、医療と福祉の連携合同研修を1月20日に実施、154名の方に、中核的人材研修を1月28日に実施し、137名の方に参加していただきました。3つ目が愛知県精神障害者触れ合い活動支援研修です。今年度は12月13日に開催し、参加者67名、うち当事者・ピアスタッフさんが56名でした。4つめがピアソーター活動等における精神障害者地域移行支援事業です。これは精神保健福祉センターで養成したピアソーターの方を精神科病院に派遣し体験談を話していただく内容になります。イ令和6年度の取り組み状況の通り、実施期間は延べ22機関

の予定となっております。説明は以上です。

#### （4）地域連携推進会議の開催状況の結果について

障害福祉課 黒野補佐

それでは報告事項（4）の地域連携推進会議の開催状況の結果について、障害福祉課事業所指導第一グループ、課長補佐の黒野からご報告申し上げます。着座にて失礼いたします。それでは資料の8、14ページの方をご覧ください。この資料に沿ってご報告申し上げます。先ほどですね長坂委員が少し触れられましたけども、詳細の方改めて報告させていただきます。ご存じの通り、地域連携推進会議の方は障害者グループホームの運営の透明性を確保するために、国の基準省令において令和6年度より開催を各事業所施設に義務づけられた会議であります。令和6年度は努力義務、7年度より完全義務化とされております。その中で、基準省令等により事業所は概ね1年2回以上、事業の運営に係る状況を会議で報告すること。また要望助言等を聞く機会を設けること。また、グループホームを見学する機会を構成員に設けることなどが規定されております。またこの報告要望助言については、記録を公表することが義務づけられております。少し飛びますが2枚をおめくりいただきまして、16ページになります。地域連携推進会議の開催状況調査についてという。白抜きの資料になりますがこちらをご覧ください。当課におきまして今年の1月に、県所管事業所への開催状況の調査を行いました。令和6年度中は努力義務でございますが、照会対象が400件、こちらは入所施設とグループホームを合わせた数になりますが、回答数386件のうち、開催済みは16件、開催予定が61件になっております。また開催しないというものが309件、大半となりまして、今年度中努力義務ということで開催しないが8割を超える状況が確認できております。さらに1枚跳ねていただきまして、17ページをご覧ください。②の開催状況、上方の表をご覧ください。こちらの方が年度内に開催予定と回答があった施設のうち、構成員のお話になりますけども、4から6人の構成との回答がですね、6割を超えております。これは国の手引きが出ておりますがそれが5人程度が望ましいとされておりますので、人数的な面だけでございますがそちらではほぼ必要人数の数的には足りているような形かと思われます。下側の表、会議の構成としましては利用者家族が構成員との回答が約78%という結果になっております。次に、2枚跳ねていただきまして19ページになります。③2025年度の開催状況、開催予定につきまして、一番上の表になりますけども。こちらがですね令和7年度から地域連携推進会議開催が義務化されるのですが、1月時点の調査で、まだ未定となっている事業所が4割ございました。そういう状況が確認できたので、そこはもう少し後

押しが必要かなと思われます。さらに2枚跳ねていただきまして、21ページですね。地域連携推進会議の運営における課題について、これはですね会議の運営にあたって、課題と感じたことを自由回答でご回答いただいたところなんですが、構成員の確保や、日程調整について困難を感じたという部分が答回答の3割ずつ、大半を占めまして、合わせて6割を超える結果となっております。こういう状況が確認できましたので、ちょっと令和7年度完全義務化で年度内の開催を推進する必要がございますので、当課としましても、確実な開催がなされるように集団指導等、併せて周知、指導を改めて進めて参りたいと考えております。足早の説明となり恐縮でございますが、以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。ただいま1から4のご報告をいただきました。様々な調査、特にグループホーム関係のモニタリングであったり、こういった調査をしていただき本当にありがとうございます。最後、90%以上回答率、回収率、すごいですね。指導グループっていう名前の力のかな、と思うのですけども。今のご報告1から4につきまして、ご質問ご意見等がありましたら。発言の際にはどこの項目について質問、ご意見なのかをいただきたいと思います。山田委員お願いします。

### **山田委員**

精神障害者家族会理事の山田です。12ページをお願いいたします。精神障害者の地域移行支援についてですけど。先ほどから統計がたくさんいろいろ出て、何千何百という統計からこここの統計を見ますと、やはり退院後の暮らしの場っていうところが合計80なんんですけど、この、もっと入院の人はいっぱいいると思うんですけどこの80になった。意味合いとですね。それと、やはり精神は、退院するときに、医療と福祉と行政とで全部かみ合ったもので、何とか社会に出る体制なんんですけど、そこでやはり7番目の、地域移行でできない部分が非常に一生懸命支援事業者さんをやってくださいますけど、やはり根底にある精神医療との関わりってところをどうこれから進めていくかってところで。精神病院は退院後のプログラムをちゃんと作ってくれています。作ってくれているんですけど、やはり通院はできるんですけど、支援事業者さんの所に行ってやはり継続した日中活動場所、B型、そういうところになかなか行けずじまいしているんですけど、その辺が非常に、どういうふうに私たち家族会は守っていけばいいかってとこが非常に苦慮しています。今回協議の場ってとこでほんと100%に近いぐらい家族会員の人たちは自立支援（協議会）に出てまして、議論を闘わせては

いると思うんですけどあんまりそれが集約がどうなってるかってのは非常に疑問なんですけ。エ「協議の場における議題について」のところでは、たくさんちゃんとパーセンテージも出されておりますので、素晴らしいことですけど、もうこれからはいろんな側面から見ていかないと、地域で精神疾患を抱えて生きていくってのは非常に、あまり固まっちゃうとキャパが狭くなっちゃいますので、やはりその辺で今、愛知県の方はピアの活動とか教育とか、組織も作られてるようですのでそれはやっぱり地域でも、ピアの人たちはそれなりに、先ほど黒川委員も言いましたけど、喫茶店に行ったり、社会参加でいろんな形で行ってますのでそういうところで、やはり啓発を、もっとあまり固く絞らずに地域の中でどう生きていくかってところでは私は個人的には地域では支援してくださる民生委員の方とか、あと教育関係の方とか。もっと支援事業者だけが頑張るってのはもう限界がきてるかなと思いますので、やはり自助グループとして、家族会はとらえられてるんですけど私たちも、やはり家族もピアの活動はどんどんしていきたいってところですのでそういう面でオープンできるような、そういうふうな、講演会でもいいですし、地域で何か取り組んでいただければと思ってます。以上です。

### 鈴木会長

はい。ありがとうございます。啓発も含めて、さらに進めていければなと思っておりますが。その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。渡邊委員お願いします。

### 渡邊委員

今の山田委員さんの意見にちょっとつけ足してというところなんですが、私も精神障害者の方の福祉業界の方ですので、精神障害者の方にどうしても目が向いてしまうということと、自分が地域の中で、施設の担当をしていますので、そちらの方に目が向いてしまうという、ちょっと偏ってるのかもしれません、今回、いろいろ研修とかもありました、医療と福祉と連合行動研修という形で、研修とかもあります。多分毎年近いことをやっていただいてますし、毎回この場でも言ってると思うんですけど、この参加者、勉強していく人というところが、実際には委託相談支援という形でとか、それから病院の人、福祉の関係という形で、実際に計画したりとか、福祉の地域の施設をどうやってやつたらいいかということで、計画をするという、そういった仕事のところの人が出るというところがないという研修になっていて、実際に地域の中で、利用者さんと一緒にともに探していこうとかともにこう作っていこうというところが抜けてしまうというところがとてもいつも残念に思っているというところで。

何か少し、地域移行というと病院がとてもメインになっていて病院から退院するというところに目が行きがちなんんですけど、そのあとの生活をどうしていくかというところが、何かそういったことが考えられる研修というか、一緒に考えられるようなものがあると良いかなというふうに思いました。

### 鈴木会長

ありがとうございます。辻川委員お願ひいたします。

### 辻川委員

今の山田委員のご質問についてになりますが、地域移行支援 80 という数字は地域移行の事業を利用しての単位に当たると思います。実際に精神科の病院から退院されている方、例えば、私は精神科病院に勤めていますけど、年間何百人の方が退院をしていただいているという状況はあります。その地域移行の事業を使う使わないところがあると思います。(7) 番のところの、精神障害者に関わる支給決定がない場合の理由で、一番頭にありますが、病院職員が動いて退院（地域移行）へ繋がっており、地域移行支援を利用してないこともあります。多くの方たちは地域移行の事業を使わずに退院されています。ただその反面、下にもありますが、病院側や地域の相談支援事業所等も含めてですけど、地域移行のノウハウがなかなかまだ周知、浸透されていない現があって、この数字がなかなか伸びていかないのはあるかと思っています。実際に退院するのも、こういった制度とか使わずに退院していく方もいらっしゃいますし、あとは逆にこのような制度とか支援を使わないと、なかなか退院に結びつかない方たちもいると思います。病院の方からも、お願いしていかないといけないですし、受け入れる側もマンパワーとかの体制を作っていくことが大事なのかなと思っています。

### 鈴木会長

ありがとうございます。今の、例えば病院から退院される方で制度を利用されなければいけない方たちで、相談支援専門員もちゃんと繋がっている割合ってどのくらいなのですかね。

### 辻川委員

そうですね、私が関わっていた中でも、その病院の体制だけでは難しいと思う方は、地域の相談支援事業所さんにお願いをするようにはしています。ただ、なかなか相談支援事業所さんもマンパワーとかお忙しいところもあって、難しいと言われる時

もあります。そういった場合は、途中までは病院の方で動いてつないで行く形はとつたりしています。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。渡邊委員お願いします。

### **渡邊委員**

ちょっとイメージが、実際やっているものとしては何か皆さんのイメージと地域移行のイメージが違うのかなって時々思うのですけど。地域移行というのは一般相談という形で移行の専門と、特定相談で計画を作る部署と、別になっているんですね。なので実際に施設を利用しようとか、グループホーム入ろうとか、出た後にヘルパーさん利用しようとかっていう担当の人と、出るためにその体制を作る人っていうのが別立ててあるので、それを本当は上手にご利用いただいた中でやっていただければいいかなと思うんですけど、そんなふうにないところだと、出てそのままっていうふうになってしまふので、少し県というか国で決まることなので、その体制は皆さんが周知できると少し利用価値が高まるのかなっていうふうにも思います。病院の努力だけではないというところがあると思っています。

### **鈴木会長**

多分、入院の段階で中に入り込みながらやっていただける方がそんなに多くはないんじゃないかな、とは思っております。ありがとうございます。その他はよろしかったでしょうか。手嶋委員お願いします。

### **手嶋委員**

4番の地域連携推進会議の件でお話をさせていただきたいと思います。こちらの方の設立された趣旨っていうのがやっぱり透明性を高めるというところで、閉鎖的な環境にしないためにということでこれができたということが書かれております。一方で、私が少ないケースですけれどもいろんなグループホーム入所施設に足を運ばせていただいたときに、重要事項説明書を見させていただくことがございます。その時に一番おやっと思う所が、実は第三者の苦情調整委員が余りにも曖昧な状態で運営されているのではないかということです。例えばもう少し具体的に言いますと、解決責任者と受け付け責任者が同じ名前の人まであったり、あとはこんな立派な先生が、私大学の教授ですけども本当に24時間、定期的に電話で相談を受けてくれるような第三者にして機能しているんだろうか、ちょっと言い方は失礼ですけども名前だけ貸してい

る、ということになつてはいないだろうかっていうことを思うことが、そんなに多くはないんですけどもございます。

何が申し上げたいかというと、今回新たにこういった会議を作つて透明性を高めるっていうのは非常に効果的かとは思うのですけれども。今ですら苦情がうまく対応できていないところに、新たにまたプラスアルファ会議を設けるっていうことは多分現場としても、ただやるだけの会議になつてしまふのはもつたいないなと思うので。そこでなんですが、当事者の方も含めて利用されてる方が、もし、この推進会議が開催されて足を運んでいただくときに、あの方が第三者の苦情調整の方なんだな、という形で、必ずその会議に足を運んでいただければ、苦情も当事者の方たち言いやすいんじゃないかなあとか、顔の見える関係になるんじゃないかなっていうことを1つの提案としてすごく私は強調したいと思っております。それにあたって、メンバーの推奨が15ページに書いてあるのですけれども。どんな方たちが入ることが必須かというところで、利用者、家族、住民って書いてあるんですが、もし、県として、第三者の苦情調整委員さんが積極的に入ってくださればここに書いている地域住民の代表者として、読みかえをしていただくっていうことは可能かどうかっていうところを答えられる範囲で結構ですので、アドバイスいただければなと。

### 障害福祉課 黒野補佐

事業所指導第一グループの黒野です。ただいま参考意見として、ありがとうございます。確かにそうした現場をよく知る、もう事業所として関わっている前提の方を当然組み込んでいくことは、事業所もこの会議の本旨からいっても適切であると思いますので、周知の仕方等、そういう地域の代表者、このメンバーの参加事例として、例として紹介する、どの立場なのか、地域の代表者なのかはちょっとまた検討が必要とは思うんですけども、ここに組み込んでいくことは可能かどうかご意見いただいて思いました。ですので、また今後こういった開催状況の調査とか、ご案内とか制度の周知を行う機会は、必ず県として行うことだと思いますので、その機会を通じて、例として示すことも検討して参りたいと思っております。ありがとうございます。

### 鈴木会長

ありがとうございます。国の例なので、ここにいきなり書き換えるわけいかないかなと思いますけれども、地方自治なので例えばの下に愛知県としてはそういう人たちも推奨をしますみたいな形で欄外に書くっていうことはありかなと思いますのでそのあたり検討していただけるといいかな、と思います。ほかにご意見は、江川委員お願

いします。

### **江川委員**

(2) の日中サービス支援型グループホームモニタリングに付随して、ちょっと本筋からずれてしまうのですけども。株式会社恵からイノベルヘルスケアにこの3月に事業譲渡された件です。それについて私もアドバイザー、相談支援専門員としてこの事業者さんと関わる中で、現場の職員さんから聞いた話でなかなか事業所が変わっても、イノベルさん、本社の方がなかなか明確な指示が来ないので、とりあえず現状の通りやっているって声をよく伺っているんです。例えば研修の形であったり職員の動きであったりというところを、今まで通りやって、大きく問題がなければいいんでしょうが、逆に問い合わせをしても回答が来ないって声をよく聞いているんです。そんな中で私が心配しているのは、手嶋委員が言ったように、特に苦情解決の担当者なり、第三者評価のところをしっかり強化していかないと、また恵さんと同じようなことが起こるんじゃないかと危惧していて、そういった方も聞いても、ちょっとわからないですということがありますので、これ私が聞いた話ですけども、ちょうど今愛知県さんも事業譲渡に絡んで、日中サービス支援型のグループホーム、県の職員さんがちょっと、モニタリング回っていると思いますので、もしそんなような声がたくさん出るようでしたらぜひ、県としてしっかりと体制で取り組んで欲しいと。本来私から言えば、イノベルさんっていうのは、過去恵さんが起こった不祥事の課題を整理していただいて、その課題に対してきちんと対策をとるぐらいやっていただけるのかなと思っていたのですが、そんなことはないようですので、そんな声が聞いたらぜひ県の方として積極的な、指導までいかなくとも支援というんですかね。お願いできたらありがとうございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

### **鈴木会長**

はい。ありがとうございます。今頂いた意見のような対策はしていただけるとありがたいなと思います。ここで、改めてグループホームの生活について、現在実際グループホームで生活をされている大岩委員に意見を伺いたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

### **大岩委員**

愛知県手をつなぐ育成会の大岩です。僕の今いるグループホームでは、1つの棟にワンユニット5人体制で、トータル20人の利用者さんはいるのですけど、最近一番身近であったのは、自分と同じユニットにいる男性2人なのですが、1人は40歳超えて

いる人なのですが、自分にすごく甘くて周りに厳しいというような人で。もう1人は僕の1個ぐらい下なんですけどやっぱ踏み込まれたくないような点をその人に踏み込まれて、嫌じやないですけどそれに近いものがあって、僕より歳下の子が何か言葉的に弱いので、何か、それでやっぱり言葉で傷ついたとかっていうのを聞くと、そっちに、という言い方すると変なのですが、それを見ると、やっぱり困っちゃうっていうか、どういうふうにその2人のことを自分たちが身をもってやれたらいいのかっていうのがちょっと迷っているところです。それは何か困ること、困っていることとかそういうものなのですが。やっぱ嬉しいことは、グループホームのスタッフさん、職員さんが、利用者さんに対して気を使ってくれるとか気にかけてくれるとか、ということはすごく、「体調大丈夫?」の一言でもすごく、こっちの体調のこと気にているんだなっていうのが、一言頂ければわかりますし、やっぱり手の込んだことじゃないですよやっぱり。気にかけてくれるっていうところが、そこが嬉しいですよね。

あと生活していて思うのは、皆さん赤の他人なのでやっぱり価値感が合わないとか、色々あります。なんですけど。価値観合わないは合わないでそれでいいと思います。自分の意見を持っているっていう意味で、すごくいいと思う。なんですけど、グループホームにはルールがありまして、22時消灯なんですけど、さっき話した40歳を超てる人が22時15分とか外行って、タバコ吸って帰ってくるのが15分とかなってくるんで、消灯の時間過ぎているとかそういう話なんですけど。でも、とりあえずサビ管さんもその人に何か言ってるんですけど、「それはルールだから守ってほしい」って。それが守れなかったらもう出てっても構わないよ、ぐらい。1人がやると。1人だけなんか許されているけど、あの19人、18人とかは、そういうふうに同じことをやったとして許されるのかとか、究極に僕考えてしまうので、そこがどうなのかっていう、今後どうなっていくのかっていうのが、楽しみなことですね。

### 鈴木会長

ありがとうございました。他の方とご一緒に生活される難しさがあるのだと思いますけど、でも専門員さんたちがいろいろとお話を聞いてくれたりとか、気遣ってくれたりとかしてくれているようで、良いグループホームなのですね。ありがとうございます。その他にご質問とかご意見がありましたら伺いたいのですけども。石田委員お願いします。

### 石田委員

自閉症協会の石田です。大岩委員ありがとうございました。今聞いていて思ったのが私からお聞きしたいのが、9ページの日中サービス支援型グループホームのモニタリング調査結果のことなのですけれど。最初の基本的なところなのかなというふうに思っていて、これからどんどんモニタリングっていうのを進めていただけるのかなというふうに期待しておりますが、まず大岩委員のような、利用されている方々のお話を聞いていただけたら、と思います。あとそれに関わる家族のお話もぜひ聞いていただけたらなと思います。それで、この内容の中で、日中サービス支援型のグループホームっていうのは、ここに結果出ているように障害支援区分が重い方が多いのかなあと思います。そうすると事業所自体の制度としても基本的には病院についていったりするのも、グループホームの職員さんが一緒に通院等についていかれるのかなと思うと、色んなところからいらっしゃるので、いろんな病院に行くってことが日常の業務の中で、かなり大変になってくるのかなっていったところで、今私の方も普段別の役割として相談支援専門をやっておるんですけれど、そのグループホームの連携とかしているような、例えば訪問看護さんだったりとか、あと、訪問診療みたいなところにこう、気づいたらこう変わっているっていうようなことを結構目指すんですね。その中で相談支援がついてればそこのところモニタリングで気づくことができたりとか、止めることができたりとか適切な医療のところにつなげることができるもので、そうでないと気づいたら勝手に変わっていて、グループホームの中ですべてが完結してしまうような生活になっていて、それが本人さんが本当に求めている生活なのかなっていったところを、すごく私も伺う中で心配しているところです。なので、ぜひ今後この、調査を進めていくにあたっているようなところだったりとか、もっと細かなところもぜひ見ていただけたらなと思いますし、親御さんからすると、やっぱりこれだけ障害支援区分が重いと、おうちで見ていくことが難しくなってくるところが多かったりするので、なかなかそこの不満を言えなかったりとか我慢してしまう方が多いのかなと思いますので、ぜひそこは、行政の方だったり、意見強くいえる方々で入っていただけといいんじゃないかなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

### 鈴木会長

ありがとうございます。モニタリング調査のことについては、これから先の状況はお伝えさせていただいたほうがいいかと思います。

### 障害福祉課 山本補佐

御意見ありがとうございます。このモニタリング調査は、今年度は日中サービス支援型すべて対象としておりましたが、来年度以降も全数ではありませんけれども、他の介護包括型等とあわせて日中サービス支援型についても、引き続きモニタリング調査の対象ということで、やっていきたいと思いますので、今言われたようなご意見について注視しながら実施していきたいと思います。

### 鈴木会長

ありがとうございます。最後に（5）その他共有事項に移りたいと思います。まずは次第に沿って3つの共有事項について、事務局より説明をお願いします。

### （5）その他共有事項

#### 障害福祉課 山本補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本です。まず資料の9、25ページをご覧ください。障害福祉サービスの支給決定事務等の調査結果でございます。この1経緯でございますけども、昨年度の第1回本協議会におきまして、委員より訪問系サービス事業所のヘルパー不足に対して、実態を把握するため支給決定量と実績の比較を調べて欲しいというような要望がございました。また、この調査結果に対して今年度第1回の本協議会におきまして、中核市の間でも訪問系サービスの支給率決定量に差がありまして、その理由を検討する必要があるとのご意見を頂きましたので市町村に調査を実施したものでございます。2調査結果でございますが、訪問系サービス以外の支給決定量につきましては、概ね日中活動系サービスの利用率6から7割、サービス利用人數は利用率が8から9割という結果でございました。右側ですね（2）訪問系サービスの支給決定事務等の調査結果でございますが、一番上、市町村の決定基準を定めているかというところで、定めている32市町村、定めていないのが22市町村ということで、以下ですね、その市町村の状況について調べさせていただきました。続きまして1ページをおめくりいただきまして、26ページでございます。左一番上にございます。各市町村が支給決定量と実績との乖離の理由として考えている原因でございますが、例えばそのヘルパー不足及び事業所が見つからないとか、本人の現状に合わせた支援内容となっていないため、いうような理由の回答がありました。また、人員の確保状況を市町村に聞いてみたところ、「十分確保できている」と答えた市町村は0、「概ね確保できている」と答えるのが14市町村、「やや不足している」が15市町村、「不足している」と答えたのが25市町村、ということでございまして、それぞれの市

町村の取り組み状況等を聞きました。状況については以上でございます。

### 障害福祉課 久野担当課長

障害福祉課担当課長久野でございます。私からは意思疎通支援者養成・派遣事業団体への調査結果について御報告させていただきます。着座にて失礼します。資料は34ページ、資料10をご覧ください。資料34ページにつきましては、意思疎通支援者の養成派遣事業の実施団体に聞き取り調査を行った結果をまとめさせていただいております。第1回目の会議ではですね、この利用者が少ないことに関して、各事業者に課題を聞き取ってもらいたいということでご意見をいただきしておりましたので、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員の養成派遣を委託しております愛知県聴覚障害者協会、それから、失語症者向けの意思疎通支援者の養成・派遣を委託しております、愛知県言語聴覚士会、それぞれ聞き取りを行いました。その結果につきましては資料の通りとなっておりまして、いずれも事業におきましても実績が見込を下回ったことで必要な支援が届いていないことではない、ということは確認できましたが、手話通訳者等の養成事業においての課題認識をお持ちであると確認できましたので、県といたしましては引き続き実施団体と連携をしながら事業の利用促進に努めていきたいと考えております。補足とさせていただきますけれども、資料の右下に参考2ということで、一覧にまとめさせていただいておりますが、手話通訳者、要約筆記者派遣事業に関しては、県に関しては広域的・専門的な派遣を対象として実施させていただいております。この派遣事業は県だけではなく手話通訳と要約筆記に関しては市町村でも実施されております。今回調査依頼がありましたのが県の事業の実施が見込よりも下回っているということで何かその使い勝手に問題があるのではないか、という事でいただいた課題であったと認識しておりますが、県以外でも各市町村におきまして必要な支援・派遣は行われているということでございますので、補足をさせていただきたいと思います。続きまして、資料の35ページをご覧いただきたいと思います。意思疎通支援の関係で合理的配慮の義務化とこの事業の関係性についてまとめさせていただきました。前回の協議会では、事業者の合理的配慮の提供の義務化にあたりまして、コミュニケーション支援に関する事業は事業者の責任で対応し、また意思疎通支援者の派遣で対応してくれるのか、というところを精査いただきたいということで御意見をいただいたところでございます。資料は左側が合理的配慮の提供について、資料右側の方、こちらが意思疎通支援事業についてそれぞれまとめさせていただいております。合理的配慮の提供に関しては、障害のある方、ご本人様から配慮を求められたときに過重な負担がない範囲で行うもの、と定義

づけされております。一方、意思疎通支援事業に関しましては、こちらは障害のある方の自立と社会参加を促進することを目的とし市町村が実施することとなっておりまして、障害のある方がそれでお住まいの市町村に支援者の派遣を申請いたしまして、市町村が派遣の可否を決定するものということで事業が進められていくものでございます。3のまとめのところをご覧いただきたいと思うのですけども、今回、法律の改正に伴いまして事業者が直接配慮を求められた場合、こちらは配慮を求められた者が合理的配慮の提供の義務を負うこととなっておりますので、事業者が障害のある方から直接配慮を求められた際に事業者において対応の可否を検討することとなりますが、義務化されたことを理由にコミュニケーション支援を全て事業者の責任で対応しなければならないわけではないと考えております。市町村に派遣申請がされた場合には必要な支援については市町村において支援者の派遣を行う必要があると考えているのですけれども、それぞれ市町村で事業の実施要綱を定めておりまして、全て同じ内容、同じルールで統一して事業が行われていないというところもございますので、お住いの地域によっては派遣対象となる範囲が異なるということだけご理解いただければと思います。簡単ではございますが、報告は以上です。

#### **愛知県教育委員会教職員課 水谷主査**

愛知県教育委員会教職員課の水谷悟と申します。本日は、愛知県教育委員会における障害者雇用率についてということでご報告させていただきます。着座にて失礼します。36ページ資料11をご覧ください。左のページの冒頭部分にありますように、愛知県教育委員会につきましては、法定雇用率2.7%が求められておりますが、令和5年6月1日現在につきましては実雇用率1.63%ということで法定雇用率を満たしておりません。真ん中の表がございますけれども、ここに障害者雇用率の推移が記載をされておりまして、2018年の1.17%から、わずかずつではありますけれど、法定雇用率の達成を目指して取り組んでおるというところでございます。右の資料の方をご覧ください。障害者採用というのは積極的に進めておるところですけれども、障害者の方で教員免許状取得者が少数であるという現状がありまして、なかなか障害者雇用が進んでいないというのが現状であります。1枚跳ねていただきまして37ページをご覧ください。教員採用で、障害者雇用が難しいということですので左上のところ、障害者の職域開発、校務補助員の雇用の促進というところで今、障害者の方にお仕事していただいているというところであります。もう1枚、跳ねていただきまして38ページをご覧ください。校務補助員につきましては令和2年度から運用開始しております、現在、令和6年度、採用枠177名のうち158名ということで徐々に各学校に1人ずつ配

置ができるようになりますて、定着が拡大して参りました。右上をご覧ください。県立学校については、かなり充足をしてきておりますが、市町村立学校につきましては、まだ令和4年度から任用を開始したばかりでありますて、採用枠もちょっと予算が、なかなか取りきれないところもありますて114名のうち、今年度今66名、これも徐々に増えてきておりまして、今後、この数字をさらに114名の予算枠から増やしていくながら、任用を拡大していくべく取り組んでおるところでございます。手短でありますて以上になります。

### 鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見がございましたら挙手をお願いします。はい、よろしくお願いします。

### 神谷委員

愛知労働局職業対策課の神谷と申します。私からは、今の県教委さん、資料11に関しまして、令和5年度までの状況を記載していただいておりますが、実際にはもう令和6年度の、令和6年の6月1日の結果が出ているかと思います。こちらについて他の資料、令和6年度入っている中で記載がないわけですけれども、実際、令和6年の雇用率はもう公表されておりまして、1.63%ということで、進展が少し見られていない状況となっております。これにつきまして、私ども指導する立場としましてやはり積極的に進めていかなければならぬ中、この状況について、県教委さんの方でどのようにお考えか、もし聞かせていただけるならお聞きしたいところでございます。

### 鈴木会長

ありがとうございます。教育委員会さんお願いします。

### 愛知県教育委員会教職員課 水谷主査

令和6年6月1日現在の雇用率については1.63%ということでプラスマイナスゼロであります。原因としましては、採用が進んでいたのですけれども退職者とか、非常勤の方で、任用が次年度なった方というところのマイナス分が想像以上に大きかったということあります。まずそういったことで、任用はしているけれどもマイナス分も大きかったと把握しております。

### 神谷委員

民間も、2.5%が法定雇用率で、愛知の民間の法定雇用状況としましては2.36%、

全国平均が2.41%、昨年より0.08ポイント増加しております。民間でも努力している中で、やはり教育委員会さんにつきましても、結果として退職者が多いということでしたら、そちらの方の対応もお願いしたいと思っております。以上です。

### 鈴木会長

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。その他の御意見は、手嶋委員お願ひします。

### 手嶋委員

関連でお話を。神谷委員どうもありがとうございました。資料見ていただくと1ページのところに2018年にぐっと雇用率が下がっておるわけですけれども、これが全国的に問題になった水増し問題の年です。それがどういうことかって言いますと、本来カウントしてはいけない方をカウントしていたということが明らかになった年がこの年でして、3ページのエのところに、多分教育委員会さんは「在職障害者の正確な把握」っていうキーワードがここに出てきているんだろうなというふうに読み取れますここでちょっとご注意願いたいのは、そもそもカウントしていけない方をカウントして水増しし、雇用率がさらに悪化してしまったというところから、正確な把握っていうところのこの文言の中で、情報共有や詳細な把握をして今の障害だけれども手帳を持ってない方や、把握できてない方を掘り出ししていくよ、というふうに読み取れてしまったり、あとは申告の依頼を徹底していく、というような書き方が書かれてるんですね。これぜひ、採用ができない状態でカウントが上がらないのであれば、今、障害である方の教員を、ぜひ教えていただいてカウントにしていきたいという意向かとは思うのですけれども、やはり障害をお持ちだけではなく、何らかのメンタル的な対応でお休みになってらっしゃる方の先生方等には、こういった問い合わせとかこういった申告っていうのは、かなり負担にかかる内容かと思いますので、これも国が出している「把握確認ガイドライン」も出ておりますので、そういった先生方の把握をするときにも、できれば1人でも増やしたい気持ちは分かるんですけども、その辺のところ注意して確認をしていただければなというふうに思っております。以上です。

あとこういった資料本当に出していただいてありがとうございました。ですので、私どももし福祉関係者として教育委員会さんが困ってらっしゃることがこれで共有できてきましたので、こちら側としてももし何かお手伝いできることがあれば、やはりオール愛知で少しでも雇用率達成できるように、私ができることでもお力添えしたい

と思ってらっしゃる方ばかりですので、ぜひ依頼をしていただければなと思いますし、予算が足りなくてできないということであれば、私どもも県民1人として、この手の予算をちゃんとつけるべきだというところに関しても声を上げていきたいなというふうに思いましたので、また様々な出しにくい情報かもしれません、このように出していただければと思います。どうもありがとうございました。

### 鈴木会長

では木本委員、お願ひします。

### 木本委員

ユートピア若宮の木本です。まず、訪問系サービスの支給決定基準について、その後の調査いただきありがとうございます。しかもピックアップではなく全市町村調査いただけて、本当にありがとうございます。そのうえでヘルパーが足りないっていうのははっきり出ているわけですね。そのうえでこれをどうしていくかということも、これで終わりではなくどうしていくかということを考えて頂きたいのと、例えば名古屋市は居宅の利用率69.2%、豊田が68.9%、この似通った率で名古屋市の回答は「ヘルパー不足」に○が入っている。ただ豊田は「やや不足」に○が入っているんですね。中核市の岡崎や豊橋は30%台で「やや不足」という回答なんです。「やや」というのは、どういう「やや」なのか。すごく認識がずれている気がするんです。そのあたりを、対策がどうという前に、各市町村が「これはやばいぞ」という感覚をもってもらわないと。ヘルパーは地域生活の基礎なので、その辺の意識づけを何か僕たちで考えていいかといけないのでは。

あともう1個は、この乖離の理由に「アセスメント不足」という言葉がいくつかの市町村から出ていて、市町村は計画をそんなに信用していないのか、というところがすごく気になるところなので、今回すごく頑張ってここまで出していただけたので、もう一歩、これをどうしていくかということを是非ここで一緒に考えていただきたいと切に願います。以上です。

### 鈴木会長

ありがとうございます。内容のところもご指摘いただきまして、事務局の方からコメントがあれば、よろしくお願ひできますでしょうか。

### 障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課担当課長の西川と申します。ご意見、ご質問等含めてありがとうございます。当然調査をして、この協議会にご報告もしておりますので、やれやれと思って肩の荷を下ろすつもりはございません。この結果も踏まえまして、今後の施策を協議会を通じて皆様方と一緒に考えさせていただきたいというふうに思っております。ただちょっと1点だけ言い訳がございまして、不足・やや不足というものをあえて付け加えさせていただきましたのはですね、数値的にパーセンテージを見れば、不足なのかやや不足なのか私どもが機械的に評価をすることは可能であり委員のご指摘の通りなんですが、担当者レベルの率直な感想も踏まえてというような部分を含めて、意図して聞いておりますので、ここの部分については多少ご容赦いただければ大変助かります。

### **鈴木会長**

ありがとうございます。他にもちょっとご意見があるかもしれませんけれども、時間が過ぎておりますので先に進めたいと思います。何かありましたらまた直接、ご質問していただくなりしていただければありがたいなと。

それでは最後に、手嶋委員よりグループホームマッチングサービスについて情報提供をお願いいたします。

### **手嶋委員**

時間押している中お時間いただきましてどうもありがとうございます。

障害者等のICT機器利用度支援が今求められている中、日本障害者リハビリーション協会は2006年ですね、助成金を使って地域におけるインターネットパソコンを利用した障害者情報支援に関する調査研究を実施しております。その結果の1つとして、障害者IT支援団体等支援者間のネットワークの広がりを全国規模で確認できるように障害者支援団体データベースが今運用されております。その障害者IT支援団体のデータベースによりますと、愛知県内では7団体が登録をされております。多くが、その支援内容がインターネットパソコンを利用できるようにするための活用スキルの支援なのですが、そのうち1つが、2003年10月の開業のふくはび愛知と言いますけれども、ここが、障害者等のICT機器利用支援の枠を広げまして、訪問介護、重度訪問介護、居宅介護支援を利用する障害者等を提供する事業者を検索し合えるマッチングシステムサービスを展開しております。利用者がインターネットパソコン利用困難で、システム登録ができない場合でありますても、代わりに家族やマネージャー、あとはケアマネージャー、相談支援専門員が代理で利用できるマッチン

グサービスのようです。このマッチング登録利用料に関しては、すべて無料で利用できるわけですが、その無料にするための財源は広告収入と寄付というふうにホームページで書かれております。こちらの方の広告提供してらっしゃる団体も諸障害者の当事者団体で愛知県内でいらっしゃるということも確認しております。

また、マスコミも広く紹介されていて、3月の時点でユーザー登録が130名、実際のマッチング成立も15件という成果があります。一方、無料の紹介利用マッチングサービスが運用されていく中で、一部民間企業の雇用達成が目的とも言われる障害者雇用代行ビジネスや、介護保険事業の分野では、紹介事業所や代表代行業者に対して高額な利用料や紹介料が支払われている実態が問題視されております。昨今厚生労働省は、介護保険事業の分野において、有識者検討会の設置を決めております。そうした背景から今日、皆さん方のお手元の資料12をご覧ください。

今回私が問題提起させていただきたい内容は、お手元にあるA I搭載の障害者グループホームマッチングサービスについてでございます。A Iを活用したマッチングサービスを障害分野に向けて、ビジネスモデル化したものでございます。そのビジネスモデルは、利用者の利用料は無料で、しかもマッチングが成立するとお祝い金10万円が支払われるということです。その原資は、登録事業者が支払う国保連から入金額の1ヶ月分を、その利用料として払うことによってその原資が貯われているということです。この2月から愛知県では試行運用が開始されたとの報道があり、今後、相談事業所向けのシステムは3月、就労支援システムは9月の運用開始が予定されていて、介護保険事業分野の問題が障害福祉分野にも起こるのではないかと心配しております。

まとめさせていただくと課題が3つあると私は思っております。1つ目、相談支援が形骸化していくのではないかということです。具体的には、安いセルフプランが増加し、結果利用者への不利益が起こるのではないか。2つ目、税金で運用されている個別給付が代理受給先である事業所からマッチング提供事業者を経由して、当事者にキャッシュバックされているという実態になるのではないかということです。3つ目、障害者等のICT機器利用支援がマッチングサービス利用拡大へと規制のないICT並びに、A Iの活用ということに広がりつつあるのではないかということの懸念が3つございます。こうした課題から、早急に何らかのガイドライン等を愛知県でも検討する準備を進めていくことが必要ではないかというところが、今回、ちょっと皆さん方にお話を聞いていただいた趣旨でございます。以上です。

## 鈴木会長

ありがとうございます。ニュースとか新聞とかでも出ていたかというふうに思いますが、整理とかガイドラインがない中で、こういうのは、進めていく中で出てきてしまうことかと思いますけれども、私たちも気をつけながら、今後愛知県の皆様方とも話し合いを進めていければいいなと思っております。情報提供ありがとうございました。

この会議は、愛知県さんと私たちの方とかが、協力しながら先へどんどん進めていく、障害福祉についてどんどん進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、様々なご意見をいただきながら一緒に頑張っていければというふうに思っております。以上をもちまして本日の議事はすべて終了しました。この後は司会を事務局の方へお返しいたします。

## 障害福祉課 山本補佐

鈴木会長、議事の取り回しありがとうございました。また委員の皆様方には長時間にわたりまして、熱心なご協議をいただきまして、ありがとうございます。今回の議事録につきまして、後日、委員の皆様方にご送付いたします。ご確認いただきましたのちにホームページに掲載させていただく予定でございますので、ご了承いただきますようお願いします。以上をもちまして、2024年度第2回愛知県障害者自立支援協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。